

【開催日時・場所】

平成26年6月24日（火）午後5時30分～午後7時30分
仮庁舎3階大会議室

【出席者】

（委員）50音順

阿久津委員、飯島委員、稲垣委員、大塚委員、佐々木委員、清水委員、十文字委員、杉田委員、
早山委員、高橋委員、藤本委員、宮内委員

（市）

早瀬こども部長、井澤こども部次長、小平こども保育課長、三角こども保育課係長、
伊東こども保育課係長、和田子育て支援課長、浅野目青少年課長、嶋崎青少年課主任主事
（事務局）

竹田こども政策課長、小澤こども部主幹、安達こども政策課係長、西川こども政策課主査、
石橋こども政策課主任主事、山下こども政策課主任主事、金木こども政策課主事

【傍聴人数】

3人

【次第】

1. 開会

2. 議題

（1）放課後児童健全育成事業の量の見込みについて（協議）

（2）子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準について（協議）

3. その他

（1）次回会議日程及び議題等について

（2）その他

4. 閉会

【配付資料】

資料1 放課後児童健全育成事業の量の見込みについて

資料2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

資料3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

資料4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

資料5 保育の必要性の認定に関する基準（案）

【1. 開会】

【2. 議題】

（1）放課後児童健全育成事業の量の見込みについて（協議）

<市：浅野目青少年課長>

○事務局より、資料1に基づいて説明。

《質疑》

<稲垣会長>

事務局への確認になるが、前回会議にて、アンケート結果を踏まえて報告することになっていた、放課後児童健全育成事業の量の見込みについては、本日の協議の状況にもよるが、需要量と

して本日確定したいということによろしいか。

<市：浅野目青少年課長>

そのようにお願いしたい。

<大塚委員>

現状の対象児童は原則1年生から3年生で、特別な支援が必要な子どものみ4年生から6年生まで受け入れているとのことだが、今回の案では原則を外して1年生から6年生までの需要量を見込んでいるということは、今後すべて受け入れるという方向に変わるのか。

<市：浅野目青少年課長>

現行の対象児童は概ね10歳未満とのことで3年生までだが、法改正があり、平成27年度からは小学校就学児童へと拡大される。現在は、1年生から3年生までは全入制で4年生から6年生のうち特別な支援が必要な子どもを受け入れている。今後も、1年生から3年生までの全入制と特別な支援が必要な4年生から6年生の子どもの受け入れを維持するため、利用定員を各児童会に設け、余裕のある児童会は順次、利用定員の枠内で4年生以上の受け入れを行うことになるだろうと考えている。

<大塚委員>

今ある21か所を増やさずに受け入れ人数を増やすのか。それとも場所を増やして受け入れることを考えているのか。

<市：浅野目青少年課長>

現在、16小学校で21か所開設している。児童数が多い児童会は、2つに分割して運営しているところがある。元々、学校の余裕教室を使って場所を確保・運営しており、場所が足りない学校については敷地内に独立した専用施設を設けている。例えば、昨年の津田沼小の建て替えでは、児童会の専用施設を作った。対象児童の拡大による利用ニーズを受け、施設整備等については今後の確保方策で議論し検討することとなるが、当面の間、学校の余裕教室を優先的に使用し運営することとしたいと考えている。何らかの対応をして、最終的には希望はすべて受け入れたいと考えている。

<大塚委員>

P.3で提示した量の見込みはハードに見合ったものとして考えているのか、それとも調査結果から出た数値のみでハードは考えていないのか。

<市：浅野目青少年課長>

今回は、量の見込みとして数値を示しており、この量の見込みを受けて、どのように確保するかは今後、調整して確保方策で施設整備の議論をすることとなる。今の段階では、あくまでもニーズの量として提案している。

<佐々木委員>

P.1の調査結果について、回答数が60%と低いのが回答のなかった保護者は利用がないという考えで量の見込みを考えているのか。また、利用定員を設けるとのことだが、人数に対しての割合なのか、施設毎によって変わってくるのか。

<市：浅野目青少年課長>

調査結果について、結果を踏まえて検討に結び付けたい。定員については、利用ニーズに当てはめて、今の施設で対応できるかできないか、数値的な部分を考慮して、できなければつくりなければならないと考えている。すぐにできるかどうかはわからないが、将来的には受け入れられ

る体制をつくらなければならない。

<佐々木委員>

3年生までは全員受け入れ、4年生以上は余裕があれば受け入れるが、余裕がないところは受け入れないということは、児童会ごとに差が出るということになるのか。

<市：浅野目青少年課長>

そういうことになる。

<宮内委員>

奏の杜について、谷津小は今の状態で受け入れ可能なのか、児童数が増えて余裕教室がなくなった場合などはどのように考えているのか。

<市：浅野目青少年課長>

現在、奏の杜により谷津小の児童数が増えている中で、大型マンションの学区を谷津南小にすることを考えている。放課後児童会も学校の延長上なので、それぞれの放課後児童会、谷津小の児童は谷津児童会、谷津南小の児童は谷津南児童会に行っていただくことになる。本市では、小学校と同じ敷地内での運営を原則としているが、限られた敷地の中で運営するので、規模や立地条件でかなわないこともあるかと思う。6年生まで受け入れるためには、敷地外の確保を視野に入れて検討する必要がある。

<宮内委員>

敷地がかなり手狭な小学校であると聞いていたので、どのように考えているのか質問させていただいた。

<高橋委員>

21か所のうち16の小学校以外のものを教えていただきたい。また、大型マンションの学区が谷津南小になると遠くなり、放課後児童会後の下校について日が落ちるのが早い時期になると帰宅時に心配な部分があるかと思うがどう考えているか。

<市：浅野目青少年課長>

21か所の児童会は、すべて小学校の敷地内にある。小学校に2つの児童会があるのは、津田沼、藤崎、東習志野、大久保、鷺沼の5か所になっている。奏の杜の869戸以降の大型マンションは谷津南小に学区が変わっているため、遠くなるという声がある。学校としては、通学バスを運行するという方針が決まっているが、その他のことは今後検討することになると思うが、放課後児童会については、同じような対応をとることになるのではないかと考えている。

<杉田委員>

今回のアンケートは、児童が答えたのか。持ち帰って保護者の意見が反映されているのか。また、放課後児童会について、具体的にどういうことをやっているのか、説明があればよかった。

<市：浅野目青少年課長>

アンケートは4月に各小学校に配布し、学校から家庭に持ち帰って5月の中旬を締め切りとして調査をかけた。保護者に回答をお願いしたものであるが、実際に子どもの希望が反映しているかどうかまでは読めない。

放課後児童会の概要については、基本的に放課後から午後7時までの預かりで、異年齢の集団での受け入れになるので規律の問題等は指導員が指導しているが、生活指導や外遊び、宿題等、各児童会で指導・保育にあたっている。午後2時40分頃に来て、児童の多くは午後5時頃に帰り、午後7時まで預かるのは少数となっている。土曜日は一日保育になるが利用児童が少ない。

学校の長期休みの時には朝から午後7時までと一日長いので昼寝の時間等を設定し、プログラムを組んで運営しており、基本的には生活指導や遊びを主体的に進めている。

<佐々木委員>

学校内にスペースがない場合は児童会を外に確保するということだが、その時は下の学年は敷地内、上の学年は敷地外というような分け方になるのか。また、これまでは校内に設置してあり、公設公営を維持してきたが、民営化も意識しているということか。

<市：浅野目青少年課長>

学校内にスペースがない場合の対象児童について、どこの小学校が外に出るほどのニーズがあるかは不明であり、数値的に出ていないので現段階での回答は困難である。しかしながら、敷地内にできないほどのニーズがあるとすれば、何らかの形で外に求めていかなければならない。また、これまでは法の中で対象児童10歳未満の中で運営してきたので、ある程度ニーズも絞られている。下学年については待機児童を出さない全入制で取り組んできたので、保護者が安心して預けられるよう全入制を維持したいが、今回の法改正で拡大された時にすべて受け入れるのはどうなのかということはある。

公設公営を維持したいが、キャパシティの問題もあるので、外に求めた場合は公設民営も視野に入れて考えなければならないと思っている。

<稲垣会長>

確保方策の議論が多くなっているが、本日の論旨は量の見込みであるのでよろしく願いしたい。気になるのは上学年になる程数が減っていくので、代替手段が見込まれて減っているのか、預かってもらえるのかという危惧で積極的に希望していないのか、インフォーマルなものがあると考えてよいのか。

<早山委員>

本校でも調査を行った。下学年は保護者の意見かと思うが、上学年については放課後の過ごし方が決まっており、塾や習い事等がある。また、自立して兄弟姉妹で留守番ができる子もいる。ただ、子どもだけでは不安な方もいるのでそういった方は希望している。子どもの生の声では、学童に行くと放課後の生活が制約されるので希望しないことがあるようだ。そのため、今回の調査では保護者に行っているが、上学年の場合は子どもの声も反映されているかと思う。

<稲垣会長>

そういったことでよろしいか。

<市：浅野目青少年課長>

そういったことが加味されていると思っている。

<稲垣会長>

今後、確保方策を講じるにあたって数だけではなく、どのようなサービスとして勘案するのか、下学年と上学年ではニーズが異なることがあるので、ただ数を増やすのではなく、どのようなタイプのものをどこにどう増やすのか、次回の確保方策で検討が必要である。気になる点は、学校というハードを使うため、多くの子どもを少ない指導員で世話をするので事故が起きないようにしていくと、どうしても指導になり自由度が低くなるかと思う。児童会は教育の延長線ではなく、家庭的な養育機能の代替なので、ソフトの部分では居心地の良さ等を検討していただきたい。どうしても敷地外に出さなければならない場合は、下学年と上学年の子どもの安全安心では質が変わってくるので、職員の配置や地域の協力等、多様な面で御配慮いただきたい。ただし、ひと気

の少ない学校に子どもがたくさん集まるという場合、安全面等から考慮すると必ずしも敷地内がよいということではないかと思う。

確認になるが、本会議において、量の見込みについては了承ということによろしいか。

<全委員>

異議なし。

<稲垣会長>

本会議において、量の見込みを了承し、今後の確保方策については各委員から御指摘があった点を踏まえて次回以降御説明いただきたい。

(2) 子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準について（協議）

<市：浅野目青少年課長>

○事務局より資料2について説明

<飯島委員>

P.5 児童の集団の規模について、40人以下という数値が入っているが、1つの学童の規模であるなら、21か所で840人となる。先程の量の見込みに対して、明らかに上学年までのニーズに対して厳しくなっている。矛盾をどのように解消するのか御説明いただきたい。

<市：浅野目青少年課長>

40人の考え方だが、児童会としての上限ではなく、1つの集団が40人であるという考え方なので、例えば80人入るところは40人毎の2つの集団で子どもをみるということになる。集団を分けて支援員と補助職員を配置し運営するかたちになる。それぞれの放課後児童会の入所可能数は1人当たりの面積基準が1.65㎡なので、それを確保する中でスタートしたい。

<十文字委員>

秋津児童会は場所が狭く、また小学校に余裕教室はあるものの、利用させていただくことができない状況である。他の児童会からもそういった話を聞いており、今後、基準に合わせて対応していただけるのか。

<市：浅野目青少年課長>

今後の確保方策に繋がる御質問かと思う。秋津小の場合は、体育館の2階に専用施設を設けているがっぱいの状況で、なおかつ学校に余裕教室があれば、利用ニーズを見て、学校の協力を受けながら余裕教室で運営することも考えなければならない。

<高橋委員>

差別的取り扱いをしてはならないということだが、外国人が増えていて言葉が通じないことがある。児童会ではこういった対処を考えているのか。

<市：浅野目青少年課長>

言葉が通じない等については保護者から相談されることがある。その場合は、市の職員が通訳に入っているのでもそういったかたちで対応することができる。

<高橋委員>

日常的なことで大変だと思うので、対応をお願いしたい。

<稲垣会長>

利用者という言葉について、法令上の表現とのことだが、大人を呼称する言葉である。本来であれば利用児童と国が書くべき。大人表現の中に子どもも含むということは子どもの人権を軽視

したものであるので、やめましょうということになっているはずだが、こうした言葉になっているのは残念である。

基準については、国の基準に則するかたちで、子どもの安全を守るために習志野市として社会規範の中で加えた方がいい文言等を加えているという説明と理解した。

また、今後の確保方策については、いろいろ御意見があった。外国籍の子どもについて、日本は1994年に子どもの権利条約を批准しているので、子ども主体で考えると日本語とともに母国語を大切にしてお過ごしができるように支援することが大切である。地域で語学堪能な方の協力を取り付ける等、多様なサービスの質の部分を検討するうえで、大切な御意見をいただいた。

特に、気を付けなければならないのは、災害対策である。外国籍の子どもに、どのように危機を伝えて支えていくのか。大切な御指摘かと思うので、庁内でしっかり連携していただき、支援の対策から漏れることのないように注意していただきたい。基準についてはよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<事務局：竹田こども政策課長>

○事務局より資料3, 4, 5に基づいて説明

<稲垣会長>

資料3のP.9の保育時間について、どの点に危惧をして市長と協議することにしたのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

保育時間は原則1日8時間となっており、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定めるというのが国の基準である。事業者が保護者のために必要以上に長時間預かるケースが出かねない。保護者にとってはいいことかもしれないが、一方ではリスクも大きい。時間を延長することが想定されるのであれば、あらかじめ実情を協議したいということで定めることとした。子どもの安全安心への配慮もあり、基準を設けたいと考えている。

<藤本委員>

資料3のP.9の保育従事者について、本市の基準では家庭的保育者は有資格でないと認められないということか。

<事務局：竹田こども政策課長>

御指摘のとおり、有資格者に限定したいと考えている。少人数での保育となるので子どものリスクを考慮すると保育士や看護師等の有資格者にみてもらうことが安全面から考えると大切であるため基準を設けた。

<藤本委員>

保育士等というのは、他にどういう資格があるのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

現在、看護師や保健師、幼稚園教諭等を想定している。その他社会福祉事業を営む場合の資格を求めていきたい。なお、家庭的保育補助者については、資格は求めてない。基本的に有資格者は最低1人求めていきたい。

<稲垣会長>

一見、小規模の事業を地域に拡散できると小回りが利いていいように見えるが、孤立した子育ての場が地域にたくさんできてしまうリスクがある。小規模の特性に合った人員配置やバックアップのセンター機能を持つものをどう設定していくか、それと対になる基準なのだと思う。小規

模がどんなに個として完成しても、複数いる子どもに病気と事故が同時に発生した時に2名でも足りなくなるとしたらバックアップする機能を担うべき大きな保育所や幼稚園、病院との連携といった地域全体での子育て支援ネットワークがどうあるべきで、また、その中にこの小規模施設がどう位置づけられるか構想していかなければ、1つ1つの質を上げて相対的に子どもを守ることは難しいという限界性がある。1つ1つの基準を確認するとしたら、必要なものは十分そろっているだろうか、また、市が維持していた質が下がるようなことはないだろうか、そういった視点で御確認していただきたい。

<佐々木委員>

資料4のP.7の緊急時等の対応について、必要に応じ報告を行うというところの、「必要に応じ」というのは現場での判断が難しいのではないか。例えば、医療機関への連絡を行ったときは報告するなどした方が、現場に混乱はもたらさないのではないか。

<事務局：竹田こども政策課長>

わかりづらい表現かとは思いますが、いろいろなケースがあるので、保護者又は病院のみ報告ということもあると思う。最初のうちは、基本的には全て報告いただくことになると思うが、徐々に信頼関係の中である程度の区分けができると思いき、こういった表現をしている。

<佐々木委員>

保護者の立場からすると、医療機関に連絡した場合は重いケースかと思うので、医療機関と連絡した場合など個々に明記した方がよいのではないか。

<稲垣会長>

ヒヤリハットの部分である。報告等は、ストックすることで根拠ができ、それがガイドラインになる。全体を通してなるべく書面で報告することの後の部分で、報告されたことをどう検証して必要に応じての判断基準にしていくのかということ。現場だけでよいのか、関係部署との連携が必要なのか。記録の活かし方にも関わってくるかと思う。どのようにリスクマネジメントしていくのか、新しいことなのでやってみなければわからないこともあると思う。仕事のための記録に終わらせないことが、今指摘のあったところに具体性を持たせるのに大切なことかと思う。具体的にどう運用するか、各部署でガイドライン化、マニュアル化していくのかというところで忘れずに検討していただきたい。個々の具体的な事由を明記すると膨大になるので、大きな括りとして、必要に応じてという表現になっているかと思う。

<飯島委員>

資料3のP.9、P.10について、P.9の家庭的保育事業の設備基準では消火訓練及び避難訓練が明記されているが、P.10の小規模保育事業の設備基準では預かる子どもの数が多いにも関わらず消火訓練及び避難訓練の項目がないのは、なぜなのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

資料3のP.4の総則の非常災害で災害時について触れている。総則で示されているながら、家庭的保育事業でも示されているのでおかしな話だが、御指摘の小規模保育事業についても消火訓練及び避難訓練が定められているので、御理解いただきたい。

<稲垣会長>

多様な基準があり、絡んでくる法律が微妙に違っているところで、総則と関連項目との整合性の問題があるが、あえて書いているということは必要があって書いているのかどうか、国の基準でこのように示されていることかと思うので、確認して正確を期していただきたい。

<清水委員>

資料3のP.9の家庭的保育事業の職員配置について、家庭的保育者と嘱託医と調理員とがある。保育者と調理員がいなくてはならないのかと思うが、厳しいのではないかと感じる。また、設備基準で衛生的な設備等を義務付けているのであれば、家庭的保育事業等を広げていくには、補助金のようなものが必要ではないか。家庭的保育事業等の広がり、待機児童対策に繋がると思うので、財政支援等もあわせて検討していただきたい。

<稲垣会長>

調理員の理解について、どのような人を指すのか。保育者が兼ねることができるのか。別途、必要なか教えていただきたい。

<事務局：小澤こども部主幹>

家庭的保育事業では、1対1に近いしっかりとした保育が基本になるので、外部搬入の可能性も高く、そういった場合、調理員は置かないことができる。しかし、子どもの保育をしながらその場で調理したものを提供するのであれば、調理員の配置が必要かと思う。市の配置基準そのものは保育を実施するためのものなので、調理は別物と考える。ただし、調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3名以下で調理をすることができる場合については、家庭的保育補助者が調理をすることも可能としていきたい。

<稲垣会長>

確認だが、基本的には調理員を配置し状況によっては家庭的保育補助者が調理するが、家庭的保育者は保育に専念するということかと思う。この先の話だと思うが、質の確保には財政的なバックアップという考えも必要なため検討していただきたい。

<高橋委員>

資料3のP.13において、障害の「害」の字は漢字の表記でよいのか。ひらがな表記ではないか。

<事務局：小澤こども部主幹>

「習志野市「障がい」ひらがな表記に関する指針」があり、法律等の表記はそのまま使用することになっているので、国の示す基準については漢字で表記している。

<稲垣会長>

法律が定める言葉はそのまま使用するが、法律自体の言葉が時代によって変わっており、古い法律だと言葉が違っていたりするので、コンプライアンスでチェックをかけ、間違いのないようにしていただきたい。また、できれば多くの方々がソーシャルインクルージョンの理解を深めていくことができるよう、言葉遣いは、お互いチェックをし合っていきたい。

<杉田委員>

要望になるのだが、調理に関して、利用される方の安全安心を第一に考えた場合、アレルギーの事故等で現場が責任を負わされることがあるが、基準に対して市としてどう対応するのか、事故が起きないようにどう対応していくのか、特に食に関しては重要視していただきたい。

<事務局：小澤こども部主幹>

国が示している研修項目の中には栄養管理の項目がある。アレルギー食の研修をすることと合わせてバックアップ施設の役割が非常に重要になり、どういった子どもを預かっているのか健康管理を含めて支援していく役割を連携施設が担うので、そういった中でしっかり対応していく必要があると考えている。

<稲垣会長>

バックアップ施設があっても小さなところでリスクが生じた時に対応が十分できなかつたり遅れたりしているので、契約時等において子どもの健康状態をチェックできるような仕組みを考えていただきたい。

<事務局：小澤こども部主幹>

この事業を実施するには、市に申請していただき、市が保育度認定を行い、保護者の了解を得て、市を通して施設をあっせんする形になる。そのため、市が窓口になるので、子どもの特性等の把握は必ず市でもできるかと思う。

<稲垣会長>

資料5のP.2とP.4に児童虐待と虐待という言葉がある。児童虐待が正確な用語かと思うが、全体を通して文言の確認をお願いしたい。

<事務局：小澤こども部主幹>

文言については、最終的にもう一度全体を確認してまいりたい。

<稲垣会長>

今、各委員から御指摘の点は、市として加えた項目に関しては大きな問題はなかったかと思うが、表記の方法や文言の正確さの確認等の要望があったかと思う。また、従来と同じように今後いろいろな確保方策に移った時の基準やガイドラインで御配慮いただきたいという要望があったかと思う。

<飯島委員>

国の基準よりも市の方がハードルを上げた保育士等の有資格者についてだが、近年の教育現場で、資格の確認の際に写しを持っていた方が実は無資格者だったというケースもあるので、そういったことがないように原本を御確認いただきたい。

<稲垣会長>

保育所で保育士の確保が難しくなっている中で、さらに保育士を確保していくことになるので、確保方策の中で潜在化している保育士をどう掘り起こすのか、十分な仕掛けをしていかないとマンパワーが見込めない事態に陥る。国基準より厳しくしたことにより、事業展開が難しくなるようなことがないように、十分に考えていただきたい。焦って人を集めると御指摘のように無資格者が誤って従事する恐れがある。一方、補助者になるが、子ども達のために何かをしたいと思いを持っている方に、思いが子どもの人権を守るかたちで参加できる研修のあり方を考えることで、思いのある方たちにも参加の開口を広げていくことも必要なことかと思う。

今回の事務局案は確認していただく部分もあるが、条件付きで承認するということでよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<会長>

では、本会議においてパブリックコメントを行うための案として公表することを承認する。

【3. その他】

(1) 次回会議日程及び議題等について

○7/24(木) 17:00～19:00 消防庁舎4階会議室

○議題「子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準の確定」

「教育・保育の確保方策」

「習志野市子どもの満足度調査の集計結果の報告」

(2) その他

○平成26年10月以降の子ども・子育て会議スケジュール調整

【4. 閉会】

【所属課】

こども政策課

電話番号：047-451-1151（内線 442, 433）

FAX 番号：047-453-5512